

虐待防止のための指針

J Aみなみ魚沼 福祉課

1. 虐待防止に関する基本的考え方

当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- i 身体的虐待：暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供（ネグレクト）を放棄し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- iii 心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- iv 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にさせること。
- v 経済的虐待：利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

2. 虐待防止に向けた体制

ア 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を設置します。なお、本委員会の運営責任者は福祉課長とし、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」を施設長、また、委員として各事業所より1名、合計7名で構成します。

イ 虐待防止検討委員会は、定期的かつ必要な都度担当者が招集します。

ウ 委員会の審議事項は、次のような内容について協議するものとします。

- (1) 虐待防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待防止のための職員研修に関すること
- (3) 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 虐待が発生した場合、その対応に関すること
- (5) 虐待が発生した場合、その原因分析と再発防止策に関すること

3. 虐待防止のための職員研修

ア 職員に対する虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。

イ 研修は年1回以上行います。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施します。

ウ 研修は、次のような内容について実施するものとします。

- (1)高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- (2)高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- (3)虐待の種類と発生リスクの事前理解
- (4)早期発見・事実確認と報告等の手順
- (5)発生した場合の改善策

エ 研修の内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という）が発生した場合の対応方法

- ア 虐待等が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- イ 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。
- ウ 虐待等が発生した場合の対応については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」を参考に対応することとします。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ア 事業所内で虐待等が発見・確認された場合は、担当者に報告し、関係部署・関係機関と連携して速やかな解決を図ります。
- イ 事業所内において虐待等が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係の確認とともに、関係部署・関係機関に通報します。
- ウ 委員会で確認された事実内容や発生の経緯、原因と再発防止策を職員に周知します。
- エ 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、担当者に報告し、関係機関と連携して速やかな解決につながるよう努めます。
- オ 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民に説明を行います。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、成年後見制度等の情報を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- ア 虐待等の苦情相談は、「JA相談・苦情対応要領」に則り対応します。

イ 相談苦情窓口に寄せられた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。

8. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、誰でも本指針を閲覧することができます。

9. その他虐待防止の推進

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指します。

附 則

この指針は、令和4年7月1日より実施する

附 則

この指針の変更は令和6年4月1日より実施する。